

○山井委員 五十分間、質問をさせていただきます。

河野大臣と加藤大臣は、私の質問が終わったらお帰りいただければと思います。

冒頭、先ほど山尾委員の件で、政府の統一見解を求めさせていただきたいと思います。

山尾委員御指摘のように、ここにございますが、昭和五十六年四月二十八日の内閣委員会での答弁では、政府参考人からは、検察官と大学教育につきましては、現在既に定年が定められております、今回の法案では、別に法律で定めておる者を除き、こういうことになっておりますので、今回の定年制は適用されないことになっておりますというふうに答弁をされております。

この答弁は、先ほどの黒川氏についての森法務大臣の答弁とは明らかに矛盾します。

今回の黒川氏の定年延長は、その意味では、検察庁法違反、違法ではないかと私たちは思います。ついては、政府の統一見解を求めたいと思います。

○棚橋委員長 どなたに質問。

○山井委員 理事会で協議。

○棚橋委員長 理事会で協議してと。その旨申してください。

理事会で後刻、協議いたします。

○山井委員 これは非常に深刻な問題であります。これから桜を見る会なども刑事告発などが行われるかもしれない中で、お友達の黒川氏の定年延長、あるいは検事総長への就任ということになると、これはもう大変なことになります。私たちは、これは違法だと強く言いたいと思います。

それでは、冒頭、外務省にお越しをいただいております。

先日の続きですが、正直言いまして、こういう公私混同、公務員の方の信用失墜の質問というのは、私ども、心苦しいところはありますが、残念ながらこういう疑わしい事例がございますので質問をさせていただきます。

先日、早稲田議員が質問しましたように、大坪審議官、そして和泉総理補佐官、外遊というか出張をされておられます。この配付資料にありますように、四回とも重なっているんですね。

読み上げます。平成三十年、どういうふうに重なっているのかといいますと、ミャンマー、インド、中国、フィリピン、この四回とも、大坪審議官が海外出張されたときには、和泉総理補佐官と一緒にありました。

それで、先日、インドのホテルは、五つ星のタージマハルホテル、ニューデリー、そして、そこが、コネクティングルームといいまして、和泉補佐官の部屋とそして大坪審議官の部屋が内部のドアでつながっているということが明らかになりました。このことは大坪審議官もお認めになりました。その際に、じゃ、ほかのミャンマー、中国、フィリピンは、まさかコネクティングルームだったんじゃないでしょうねという質問をしたところ、大坪審議官からは、答弁で、細かいところは全く今記憶がございませんという答弁でありました。

そこで、外務省にお伺いします。残りの三回の海外出張、ミャンマー、中国、フィリピンではお二人はコネクティングルームでしたか、いかがでしたか。(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静粛をお願いします。与党も野党も御静粛をお願いします。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の、インド出張以外の平成三十年七月のミャンマー、平成三十年九月の中国、そして平成三十年十一月のフィリピンの出張におきまして、和泉補佐官と大坪審議官のお部屋は隣同士であり、また、コネクティングルームでございました。

○山井委員 四回ともコネクティングルーム。

コネクティングルームというのは、自由に行き来できて、家族などが泊まる場所と言われているわけですね。公務の出張で、男性と女性が四回連続コネクティングルームに泊まっている。本当にこれは税金を使った男女の親睦の出張になるのではないか。このことについては後ほど、菅官房長官が四時半以降に来られますので、見解をお聞きしたいと思います。

それでは、河野大臣、これもお聞きしづらい質問でございますが、先日から黒岩議員なども質問させていただ

いておりますように、自衛隊の一等海佐が風俗業を副業でやっていたのではないか、そういう問題が出てきております。それは調査中ということですが、調査結果を教えてくださいませんか。そして、警務官が入った調査にもし入っているのであれば、何の容疑で調査に入っているのか、お答えください。

○河野国務大臣 御指摘の事案につきまして、先週からきのうまでの間、当事者である一等海佐から、海上幕僚監部を中心とした懲戒担当者が聞き取りを実施してまいりました。

本人の供述によれば、この一等海佐は、平成二十二年二月ごろから本件が発覚するまでの間、妻の名義を利用して無店舗型性風俗特殊営業の届出を提出した上で、インターネット上にホームページを開設し、兼業の申請を行うことなく、みずから女性に性的サービスを提供するなど実質的な経営を行い、収入を得ていたとのことであります。また、勤務時間中にブログへの書き込みなどの営業活動を行ったということも供述しております。

刑事上の責任につきましては、現在、司法警察当局であります警務隊による捜査が行われており、現時点において考えられる刑事上の責任は、自衛隊法第五十九条、秘密を守る義務、自衛隊法第六十二条第一項、兼業、兼職違反、売春防止法第三条、売春の禁止、第五条、勧誘等の禁止などに当たるおそれがあると考えられております。

○山井委員 私は、本当に自衛隊の方々を尊敬しておりますし、国を守ってくださる、すばらしい、一番重要な任務についてくださっていると思っております。そういう方の中で、本当に、もちろん例外ではありますが、こういう事例が出たことは非常に残念で、あきれられるばかりであります。厳正な処分をお願いしたいと思います。

それでは、河野大臣、退席してください。

○棚橋委員長 河野防衛大臣におかれましては、御退室していただいて結構です。

○山井委員 それでは、加藤大臣にもコロナウイルスについてお聞きしたいと思います。

質問通告どおりお聞きしますが、新型コロナウイルスのゲノム解析は独自にやっているのか。何か特異なことがわかったのか。また、検査の対象を湖北省から来た人などに限る湖北省縛りはやめるべきではないか。お答えください。

○加藤国務大臣 済みません、ちょっと、最初の質問、ゲノム解析云々のところがわからなかったんですが、ちょっと後半だけ。

現在は、湖北省の関係者ということ、あるいはそこの方と接触をしたという形でしております。これから、中国の中の感染状況を見ながら、必要に応じて拡大しなきゃいけないときには拡大していく、そういうことで、今、中国国内の状況を日々分析しながら、そんな検討をしているところであります。

○山井委員 繰り返します。

新型コロナウイルスのゲノム解析は独自にやっておられるのか。また、特異なことは何かわかったか。答えられる範囲でお願いします。

○加藤国務大臣 感染研究所というところで、先般もウイルスを分離するという話がありましたけれども、そこでゲノム解析はしております。現時点で聞いている範囲は、特段、変異をしている状況にはないと聞いております。

○山井委員 いろいろ質問したいことはございますが、加藤大臣、ここで御退席ください。

○棚橋委員長 厚生労働大臣におかれましては、退室されて結構です。

○山井委員 それでは、北村大臣に質問をしたいと思っております。

北村大臣、私、先日のやりとりを聞いて、一番驚いていることがあるんですね。きょうの配付資料にあります、この白塗りの問題です。

黒塗りであれば、文書を改ざんしたら、改ざんとか書きかえたら、私たちはこの黒塗りの下に何か書いてあったんだとわかるんですね。ところが、先日、参議院の予算委員会理事会に出された資料は白塗りになっているんです、桜を見る会の資料が。

それで、北村大臣、黒塗りと白塗りはもちろん違いますよね。黒塗りであったら何か書いてあったかわかりますけれども、白塗りだったら、私たち、もとの本物の文書と変わったのかどうか、そもそもわからないんです。このような、もともとあった本物の公文書を今回のように白塗りにすることは公文書管理法に反しますか、反しませんか。

○北村国務大臣 お答えいたします。

桜を見る会の内閣府資料が白塗りにして国会へ提出されたことについて、私は、そのままでは誤解を招くとの懸念があり、一部を消去し、その旨を説明もしなかった事案であると内閣府の担当者から聞いております。

公文書管理の問題ではございませんけれども、私も、国会への対応の問題として不適切な行為であったと考えております。

本事案は、国会に提出する資料のあり方のことであるため、公文書管理そのものとは直接かわりがないと考えますけれども、いずれにせよ、国会への対応は誠実に行うことが重要であり、再発防止を徹底して行わなければならぬと考えております。

○山井委員 北村大臣、質問にお答えいただきたいんです。

私は国会法がどうかとか、ちょっと、いいです、耳打ちしなくて。簡単な質問ですから。国会法とか言っていない。白塗りにしてその文書を他に出すことは公文書管理法に反しませんか、反しますか、どちらですかと聞いているんです。

○北村国務大臣 お答えします。

反しませんとお答えを申し上げます。

○山井委員 北村大臣、公文書管理担当大臣ですよ。その公文書が、黒塗りならまだしも、白塗りにされたら、私たちはわからないんですよ。国民もわからないんですよ。それは公文書管理法に反するんじゃないんですか。反しないんだったら、お答えいただきたいんですけども、そうしたら、国民、わからないじゃないですか、勝手に白塗りにされたら。

一例を挙げますよ。例えば森友のときは、安倍昭恵夫人が、森友の文書のとき、書いてあったことが変えられちゃったわけですよ。だから、そういうふうに、書いてあったことが書いていないということになったら、これは問題だと思えますけれども、反しないとおっしゃるんだったら、公文書を白塗りにして本来の公文書じゃないやつをどんどん出していてもいいということですか。

○北村国務大臣 お答えを申し上げます。

行政事務を遂行する中で、ある文書を修正して別の文書を作成すること、それらが別のものとわかるように保存しておくことはあり得ることです。

本件もそのように保存されているとのことなので公文書管理法に反するものではないが、国会への対応として不適切な行為である、再発防止が重要だということを申し上げておる次第であります。

○山井委員 今の答弁、おかしくないですか。これ、白塗りになったやつ、本来のものと別のものであるということがわかるようにはなっていませんよ。おかしいんじゃないんですか。いかがですか。

○北村国務大臣 お答えいたします。

桜を見る会の内閣府資料が白塗りにして国会へ提出されたことについて、私は、そのままでは誤解を招くという懸念があり、一部を消去し、その旨を説明もしなかった事案であると内閣府の担当から聞いております。

公文書管理の問題そのものではありませんが、私も、国会への対応の問題として不適切だと考えて、お答えしています。

○山井委員 大臣、同じ答弁は結構ですから。

私が聞いているのは、別のものであることがわかるようにこれはなっていますかと聞いているんですよ。これはなっていますか。

○棚橋委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 速記を起こしてください。

国務大臣北村誠吾君。(発言する者あり) 与野党ともに御静粛にお願いいたします。

○北村国務大臣 お答えいたします。

重ねてのお話になりますけれども、私は、そのままでは誤解を招くという懸念があるから一部を消去してその旨を説明しなかった事案、これを内閣府の担当から聞いており、そこは問題。

○山井委員 三回も同じ答弁はだめです。質問が違うのに、三回も同じ答弁はだめ。

○棚橋委員長 北村大臣、お答えになれますか。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 速記を起こしてください。

国務大臣北村誠吾君。

○北村国務大臣 国会への対応としては不適切だったということを申し上げておるとおりであります。この点は否定しておりません。

○山井委員 そうしたら、これ、別のものであるということがわかるように保存はされているんですか、されていないんですか。三回目ですよ、この質問。

○北村国務大臣 お答えいたします。

文書管理は各文書管理者が適切に行うこととなっておりますけれども、内閣府人事課では、もとの行政文書と新たに作成した行政文書が別のものであることがわかるように保存していると聞いておりますので、特段の問題はないものと考えております。

いずれにしても、国会への対応として極めて不適切な行為であったということは、そう考えております。

○山井委員 これ、別のものであるということがわかるように保存されていると言いますが、私たちには全くわからないじゃないですか。私たちには全くわからないじゃないですか。

大臣にもわかりますか。これ、別々の文書となっているということがわかりますか、この白塗りで。

○北村国務大臣 お答えいたします。

前の文書が適切でないということを、誤解を招くということがあったから訂正をして新しい文書にし直したということでもありますから、そのように御理解いただきたい。

○山井委員 今、前の文書が適切じゃないとおっしゃったけれども、なぜ前の文書は適切じゃないんですか。

○北村国務大臣 大変失礼ですが、先ほど来る申し上げますように、誤解を招くおそれがあるからであります。

○山井委員 どういう誤解ですか。お答えください、大臣。

○棚橋委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 速記を起こしてください。

国務大臣北村誠吾君。

○北村国務大臣 最終的な推薦者は人事課でありますから、それと異なる記載は誤解を招くのではないかと懸念して消したということでありまして、求められたものを出さない意図はなかったことでもありますけれども、いずれにせよ、極めて不適切な行為だったと考えておるところです。

○山井委員 北村大臣、こういうふうに勝手に白塗りに変えていくのは問題じゃないんですか。

例えば、公文書管理委員会委員であられた三宅弘先生なども指摘をされているんですけども、白塗りにするとか書き直した場合には、きっちり、いつ誰が書き直したかということを明記して提出する、それが公文書ガイドラインの考え方だということをおっしゃっていますが、公文書担当大臣としてそう思われませんか。

○北村国務大臣 お答えいたします。

説明が不十分であったのは事実でございます。再発防止は重要で、職員も処分されております。人事課が推薦したのに内閣官房が推薦したように誤解を招いてはならぬということでの措置であったと聞いております。

○山井委員 だから、処分もしているわけでしょう。公文書管理法の趣旨に反しているからじゃないんですか。

○北村国務大臣 お答えいたします。

一般論としては、国の行政事務を遂行する中で、ある行政文書に記録されている内容を修正して別の行政文書を新たに作成し、それが別のものであることがわかるように保存しておくことはあり得るものと考えられます。

本件の行政文書の修正についても、そのように保存されていると聞いているので、公文書管理法に反するものではないのではないかと考えております。

いずれにしても、国会への対応として極めて不適切な行為であったと考えております。

○山井委員 私はそれはおかしいのではないかと思いますよ。受け取る私たち、見る国民は、それが白塗りで修正されたとわからないんですから。その白塗りで国民や国会議員に違った文書を、本物と違うものを渡すという行為は、公文書管理法の趣旨に反しているのではないですか。

今、大臣、違いがわかる形で保存しているとおっしゃったけれども、そんなことは国民や私たちにはわからないんですよ、私たちが見るのはこれだけなんです。だから、ちょっと、大臣、これを見て私たちは違う文書だとわからないんですよ。これは問題だと思いませんか。

○北村国務大臣 お答えいたします。

公文書管理としては、別々に保存しているので問題はないと私は存じます。国会への対応としては不適切であったと申し上げているところです。このため処分されたとは私は承知しております。

○山井委員 きょうの配付資料にも入れておりますけれども、公文書ガイドラインの「整理」という、第四条、四ページにございますが、ここに「留意事項」というのがあるんですね。その中の右下の「留意事項」に、意思決定及び事務及び事業の実績、合理的な跡づけの検証に必要な行政文書について、随時内容が更新される行政文書に関しては、一番下の行、大臣、見てくださいよ。これを見ていますか。これはガイドラインなんですよ、行政文書の管理に関するガイドライン。見てくださいよ。当該行政文書の作成の時点や作成担当、何々課を判別できるようにすると。

これを明記しないと白塗りのものは出したらだめなんじゃないんですか。大臣、公文書担当大臣として、これがガイドラインですよ、いかがですか。大臣、教えてください。

○棚橋委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 速記を起こしてください。

国務大臣北村誠吾君。

○北村国務大臣 先ほども申し上げたことではありますが、説明が不十分であったのは事実でございます。再発防止が最重要でありますから、職員も処分をされておるといっております。

○山井委員 質問に教えてください。

ここにある公文書のガイドライン、つまり、白塗りと修正、加工したときには作成の日時や作成担当を明記せねばならない、これに今回の措置は違反しているんじゃないんですかと聞いているんです。大臣として見解をお答えください。

○棚橋委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 まず、速記を起こしてください。

国務大臣北村誠吾君。(発言する者あり) 御静粛に。

○北村国務大臣 新たな文書でございまして、公文書管理の問題ではないと考えます。(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静粛に。

○山井委員 その答弁、間違っているんじゃないんですか。

これ、新たな文書をつくった際には、ちゃんと、ここをいつ、誰の責任で変えましたということを明記しなさいと公文書管理法のガイドラインに書いてあるんですよ。これに違反しているんじゃないんですかと大臣に聞いているんです。

○棚橋委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 速記を起こしてください。

国務大臣北村誠吾君。

○北村国務大臣 お答えいたします。

今後、官房人事課において適切なファイルを作成し、来年度より保存することになるということであり、今ま

でのところにつきましては御容赦賜りたいということです。

○山井委員 ガイドラインに違反しているかどうか聞いているのに。答えてください。とめてください。

○棚橋委員長 じゃ、もう一度、短く御質問してください。そうしたら速記をとめますから。(山井委員「とめてください。だめ。今したから。とめてください」と呼ぶ)

○渡邊政府参考人 ガイドライン上の説明をということでさせていただきます。

ガイドラインで、ガイドライン上、文書はつくった後に保存するという、設定日から保存が始まります。現時点では、まだ、新しい文書をつくられて、その文書が別なところをきちんと党の方に説明しなかったというところが問題でありまして、こちらの、今後、そこは別な文書を新たにつくったものでございますので、この公文書管理法に違反していないと大臣が申しているところは、そのとおりであると思っております。(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静粛に。静かにしてください。本多君、静かに。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 速記を起こしてください。

国務大臣北村誠吾君。

○北村国務大臣 お答えいたします。

ガイドライン違反ということではございませんから。なぜなら、来年度初めまでに適切な対応をとることとされておるからであります。

○山井委員 全くその答弁ではおかしいですよ。私たちには、来年までにきっちりとされたって、今わからないわけですから。今、これは、私たちには改ざんされたか修正されたかわからないんですから、きっちり、今どうなっているかということ整理して答えてください。

一回休憩してください。今の答弁では全く答弁になっていませんから、休憩してください。

○渡邊政府参考人 先ほど大臣からも御発言ありましたけれども、新しい文書をつくったんですけれども、その旨をきちんと説明しなかった、このことが問われているということで、公文書管理法上では、新しい文書を……(発言する者あり) 私なりに理解して、そういうふうに思っております。

基本的に、その旨を説明しなかったということが問われているということで、公文書管理上は、きちんとそのファイルを原本と別なファイルとして翌年度の起算日からきちんと保存していれば、公文書管理上の違反ということではございません。

○山井委員 大臣の見解を聞いているのに違う人が出てくるのはだめですよ。

休憩して整理してください。

○北村国務大臣 お答えいたします。

公文書管理法上、国会への提出資料に関する規定はありません。公文書管理法違反にはならないと承知しております。

○山井委員 ガイドライン違反にはなるでしょう、これは。

○棚橋委員長 ちょっと、今。もう一度。

○山井委員 大臣、答弁お願いします。ガイドライン違反でしょう、これは明らかに。

○渡邊政府参考人 御指摘のガイドラインですけれども、ガイドラインは、公文書管理法、それから施行令の下に位置づけられるものでございますので、全部の体系上、これはガイドライン違反にも当たらないというふうに考えております。

○北村国務大臣 ただいま大急ぎで整理をしておりますので、ちょっと時間をいただきます。

○棚橋委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 速記を起こしてください。

国務大臣北村誠吾君。

○北村国務大臣 ガイドライン上、今年度作成した文書を来年度初めから文書ファイルとして保存することに

なっております、今後、適切なファイルを作成することとなります。

以上です。

○山井委員 今後じゃないんですよ。現時点において、白塗りになっている理由と、これ、変えた日時が全く書かれていないじゃないですか、現時点では。今後じゃないんですよ。現時点ではガイドライン違反ということですね、大臣。

○棚橋委員長 内閣府大臣官房総括審議官渡邊清君、簡潔にお願いします。

○渡邊政府参考人 このファイルにつきまして……（発言する者あり）申しわけありません。作成した時点では完成版ではなくて、きちんとその説明もしていなかったということでもあります。（発言する者あり）はい、同じことでございますので、もう一度させていただいております。

ですから、これが、ガイドライン違反に当たるものではございませんと御答弁申し上げました。

○山井委員 大臣の見解を聞いているのに、大臣が答えないんだったら、審議は成り立たないじゃないですか。

白塗りがガイドライン違反かどうかというのは、公文書管理の一番大切なところなんですよ。そこが、大臣が答えられなくてどうするんですか。

このままではだめです。休憩してください。

○棚橋委員長 北村大臣、答えられますか。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 速記を起こしてください。

国務大臣北村誠吾君。

○北村国務大臣 お答えいたします。

公文書ガイドライン違反ではなく、あくまで、来年度初めに出すというものであります。

○山井委員 同じ答弁で、全くだめです、これは。

白塗りにしておいて全く問題がないというのは、公文書管理法違反です。

○棚橋委員長 山井君、どうぞ続きを。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 では、速記を起こしてください。

山井和則君。山井君。（山井委員「もう無理です。同じ答弁だったら意味がないから。整理してください」と呼ぶ）

北村大臣、お答えできますか。

国務大臣北村誠吾君。（発言する者あり）御静粛にお願いいたします。

○北村国務大臣 繰り返しになりますけれども、現時点においても、人事課内で適切に文書を保存しており、ガイドライン違反には当たらないということです。

○棚橋委員長 山井和則君。山井君。（発言する者あり）御静粛にお願いします。

山井和則君。（発言する者あり）御静粛に。与党も野党も御静粛にお願いいたします。

山井和則君。（山井委員「だめです、同じ答弁じゃ。休憩してください」と呼ぶ）

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 速記を起こしてください。

国務大臣北村誠吾君。（発言する者あり）どちらも静粛にお願いします。

○北村国務大臣 重ねてのお答えになりますけれども、現時点においても、人事課内で適切に文書を保存しており、ガイドライン違反には当たらない。

ただ、文書につきましては、年度がわりということがございますから、その辺がとても重要なところではないかというふうに感じております。

○山井委員 休憩して整理してください。

○棚橋委員長 いや、答弁はされていますので、どうぞ質問を続けてください。

○山井委員 打ち切らせていただきます。(発言する者、退場する者あり)

○棚橋委員長 御準備よろしいですか。

それでは、山井和則君。

○山井委員 大臣、整理をしていただいたかと思うんですが。

改めておさらいをしますが、これ、私たち、白塗りされた資料を国民は見せられたんです。この時点では違う文書と私たちはわからないんですよ。ということは問題だと思われませんか、公文書担当大臣として。

勝手に白塗りをされたら、国民も国会議員も違う文書だってわからないんですよ。公文書担当大臣として、そういう白塗りは悪いことだと思われませんか。(発言する者あり)

○棚橋委員長 国務大臣北村誠吾君。

なお、御静粛にお願いいたします。

○北村国務大臣 お答えいたします。

国会に提出する資料につきましては、ガイドライン上、規定はございません。今回の対応は極めて不適切であったと考えており、厳正に処分したところでございます。

国会に提出したそれぞれの資料につきましては、ガイドラインに従い、年度ごとに、作成時点や作成担当を判別できるように適切に保存いたしてまいります。

○山井委員 私が聞いたことを答えていないんですよ。年度ごとじゃないんです。(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静粛に。

○山井委員 これ、出された時点で、白塗りにしたということ言ってもらわないと、国民も国会議員もわからないでしょうということ言っているんですよ。年度ごと……(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静粛にお願いします。

○山井委員 これはだめなことでしょうということです。お答えください。(発言する者あり)

○棚橋委員長 まずは、皆様、御静粛にお願いいたします。

○北村国務大臣 お答えいたします。

国会に提出する資料につきましては、ガイドライン上、規定はございませんが、今回の対応は極めて不適切であったと考えており、厳正に処分をいたしたところであります。

○棚橋委員長 これで、山井君、時間が来ておりますので。

○山井委員 いや、北村大臣、答えてもらっていないんです。

公文書管理法上、あなたは公文書担当大臣なわけだから、公文書管理法上、問題があるんじゃないんですかということ担当大臣に聞いているんですよ。いかがですか。